



**玄海みらい学園（後期課程）令和2年度海洋教育ガタリンピック体験学習**

義務教育学校の9年間で学ぶ海洋教育のコンセプト

- ①海に親しむ ②海を知る ③海を守る ④海を利用する

学びの成果は全国海洋教育サミット（東京大学）等で発信しており、「海に親しむ」活動の一環として運動会方式の干潟体験や、「海を知る」活動につながる隣接のミニ水族館見学など、実感のある学びにつなげています。



**ようこそ！公立学校共済組合へ**



もくじ	学校訪問型特定保健指導の案内	2	ウォーキンググランプリ開催・健康増進セミナー	
	健康通知表「QUPIO Plus」の配布について	3	生活充実型講演会開催報告について	8
	「ねんきん定期便」について	4	団信制度の中途加入募集の案内	9
	年金払い退職給付の給付算定基礎額残高		アイリスプラン募集受付案内	9
	通知書について	5	令和2年度決算の概要	10～11
	障害年金の請求について	5	標準報酬月額の時給決定について	12
	限度額適用認定申請書の記入について	6	被扶養者の現況確認（検認）について	13
	第三者の加害行為によるケガについて	7	大分「豊泉荘」秋のおすすめ宿泊プラン	13
	育児休業手当金・介護休業手当金の		「グランデはがくれ」からのお知らせ	14～16
	給付上限相当額変更について	7		

# 令和3年度 特定保健指導のご案内

厚生労働省の政策により、今年度も特定保健指導を10月頃より順次開始いたします。

なお、今年度より訪問型での実施のほか、遠隔面談型も選択いただけますので、ご自身、ご家族の為に積極的にご利用ください（遠隔面談型の詳細は、次ページ参照）。

## 特定保健指導とは？

40歳から74歳の組合員のうち、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門資格を持った健康相談員（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートをします。

なお、この事業は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しています。

【実施機関】 **SOMPOヘルスサポート株式会社**

【費用】 無料（公立学校共済組合が全額費用を負担します）

【プログラムについて】



## 【新型コロナウイルス感染症予防対策について】

健康相談員は、厚生労働省の指針のもと新型コロナウイルス感染予防として下記の対策を実施しています。

- ① 健康相談員の検温実施
- ② 健康相談員のマスク着用
- ③ 可能な限り対象者様へマスク着用をお願い
- ④ 面談時は対象者様との一定の距離
- ⑤ 面談の事前確認時に、健康相談員より対象者様の体調確認



新規

## 特定保健指導の「遠隔面談型」が選択できます！

今年度より、特定保健指導の対象となった場合、訪問型（所属所に相談員が訪問して実施するもの）での実施のほか、次の「遠隔面談型」での実施も選択いただけるようになりました。

### 「遠隔面談型」特定保健指導とは？

個人のスマートフォン、タブレット、PCのカメラ機能を利用して、特定保健指導プログラム内の初回面談及び中間面談を、遠隔にて実施することができます。御希望の場合は、SOMPOヘルスサポート株式会社の健康相談員から電話連絡が入った際に、遠隔面談型を希望する旨をお申し出ください。

なお、遠隔面談に係る通信費は自己負担となります。

### 【遠隔面談対応時間】

平日及び土日祝日 9：00～21：00

### 【事前準備】

Zoomアプリを利用したビデオチャット（テレビ電話）で実施します。  
面談にはZoomアプリをインストールする必要があります。



### 【注意事項】

- ・ ご本人から特段のお申し出がない場合、訪問型での実施となります。
- ・ 訪問型、遠隔面談型のいずれかを選択することができます。重複利用はできません。いずれの方法でも最後まで実施すれば特定保健指導を終了したことになります。

## 健康通知表「QUPiO Plus」

今年度受診した、人間ドック又は定期健康診断の結果を、個々人の健診結果に応じて分かりやすく解説した健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」を各所属あてに送付します。

### 〈配布対象〉

今年度中に40歳以上になる組合員で、人間ドック又は定期健康診断を受けた方です。

### 〈送付元〉

学校訪問型特定保健指導と同じく「SOMPOヘルスサポート(株)」です。

### 【表紙】



### 【健診ランキング】



あなたの健診結果をもとに健康指導のプログラムが様々なお役立ち情報を提供します♪



# 「ねんきん定期便」について

- ・ねんきん定期便は、毎年、誕生月下旬ごろにご自宅へ送付されています。
- ・年金加入期間や年金の見込み額をお知らせしているものです。

## 【送付時期】

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額		年金見込額	
	現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。		現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。	
	作成時までの加入実績に基づいて算出されます。		作成時までの加入実績に基づいて算出されます。	
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料（掛金）納付状況		直近13カ月の保険料（掛金）納付状況	

注）すでに老齢厚生（退職共済）年金が決定していて、在職中の方には「ねんきん定期便」は送付されますが、年金見込額は表示されません。



### \* 「ねんきん定期便」を受取ったら・・・

- ① 年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、その旨「ねんきん定期便」に記載されている照会先へ お問い合わせください。
- ② 記載されている年金加入記録の内容は必ず確認をしてください。

### \* 「ねんきん定期便」が届かない場合

- ・所属所で管理されている住所がきちんと登録されていないと届かない場合があります。所属所に確認をしてください。（マンション・アパートの部屋番号がないと届かない場合があります。）

### \* 地共済年金情報Webサイトで確認

- ・閲覧には利用申込みが必要で、申込みすると3～4週間後にユーザーID通知書が送付され、申込み時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザーIDにより、閲覧できるようになります。

### 利用方法は・・・

公立学校共済組合佐賀支部ホームページからアクセスしてください。

注）携帯電話、スマートフォン、タブレット端末ではご利用できません。

注）ご利用の際は基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳や「ねんきん定期便」等でご確認ください。





# 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書について

- ・毎年7月頃にご自宅あて送付されます。
- ・平成27年10月以降被用者年金制度の一元化により、「年金払い退職給付（3階部分）」が創設されました。
- ・組合員の皆さんが個人毎に積立てた「給付算定基礎額」を基に65歳から支給されるもので、通知書は直近1年間の給付算定額をお知らせするものです。

**料金後納郵便**

101-0002  
東京都千代田区  
神田駿河台2-9-1

公立 太郎 様

〒106281 221121 0000001# 0000001  
00001/00001 00000001

〒106281 221121 0000001# 0000001

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

【令和2年度末残高】

**公立学校共済組合**

〒101-0002 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
https://www.koussu.or.jp/  
電話 03-5259-1122  
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時30分～午後5時30分まで  
※休日の受付はできません。ご迷惑をおかけします。ご了承ください。

**給付算定基礎額残高通知書**

（2年 4月～ 3年 3月）

年金 太郎 様  
ID番号 00000000000000000000

年度	標準報酬月額	賞与	加給	給付算定基礎額
4月	280000	4200	21	422489
5月	280000	4200	21	430931
6月	602000	9030	21	439982
7月	280000	4200	22	444204
8月	280000	4200	22	448426
9月	280000	4200	22	452648
10月	280000	4200	0	456848
11月	280000	4200	0	461048
12月	602000	9030	0	470078
1月	280000	4200	0	474278
2月	280000	4200	0	478478
3月	280000	4200	0	482678

※「標準報酬月額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

※「給付算定基礎額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

※「標準報酬月額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

※「給付算定基礎額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

※「標準報酬月額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

※「給付算定基礎額」欄には、月別に支払った標準報酬月額を記載しています。

**西暦日の説明**

①標準報酬月額  
標準報酬月額とは、標準報酬月額表に基づき、標準報酬月額表の標準報酬月額に、標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

②賞与  
賞与とは、賞与支給額に、賞与支給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

③加給  
加給とは、加給額に、加給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

④給付算定基礎額  
給付算定基礎額は、標準報酬月額、賞与、加給の合計額に、給付算定基礎額補正率を乗じた額を指します。

⑤標準報酬月額  
標準報酬月額とは、標準報酬月額表に基づき、標準報酬月額表の標準報酬月額に、標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑥賞与  
賞与とは、賞与支給額に、賞与支給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑦加給  
加給とは、加給額に、加給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑧給付算定基礎額  
給付算定基礎額は、標準報酬月額、賞与、加給の合計額に、給付算定基礎額補正率を乗じた額を指します。

⑨標準報酬月額  
標準報酬月額とは、標準報酬月額表に基づき、標準報酬月額表の標準報酬月額に、標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑩賞与  
賞与とは、賞与支給額に、賞与支給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑪加給  
加給とは、加給額に、加給額に標準報酬月額に標準報酬月額補正率を乗じた額を指します。

⑫給付算定基礎額  
給付算定基礎額は、標準報酬月額、賞与、加給の合計額に、給付算定基礎額補正率を乗じた額を指します。

# 障害年金の請求について

- ・障害厚生年金とは、組合員が在職中に初診日のある病気またはケガによって、仕事をしたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障害状態になった場合請求することができます。

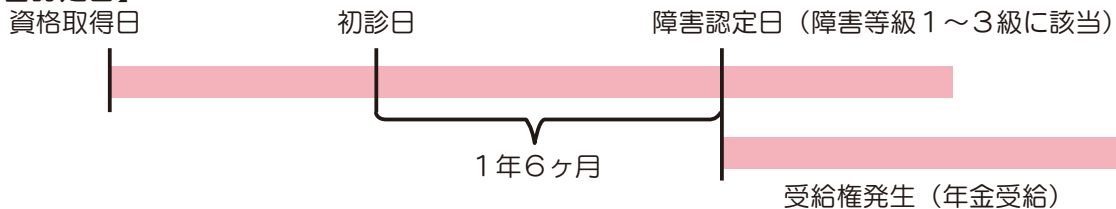
## 【支給要件】

- ① 障害の原因となった傷病の初診日（※1）が共済組合の組合員であること。
- ② 障害認定日（※2）において障害等級（※3）が1級、2級、3級に該当する障害にあること。
- ③ 保険料納付要件を満たしているとき（加入期間の3分の2）

- （※1） 傷病について初めて医師の診療を受けた日
- （※2） 初診日から起算して1年6月を経過した日または1年6月経過前に症状が固定した日
- （※3） 厚生年金保険法に定める等級。身体障害者手帳当の等級とは異なります。



## 【障害認定日】



## 【事後重症制度】

障害認定日時に障害等級に該当しないで、その後、65歳に達する日の前日までに症状が徐々に重くなり障害等級1～3級に該当する障害状態に認定をされたときは、障害厚生年金を請求することができます。

注）老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は、事後重症の請求は出来ません。

## 限度額適用認定申請書の記入について

医療費が高額になることが分かっている場合は、入院前に所属所を通じて共済組合に申請をしていただくと「限度額適用認定証」を交付します。

この証を医療機関等の窓口に提示していただくことにより、支払額を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。（下記）



所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当
ア	83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000) ×0.01	140,100円
イ	53万円以上～83万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000) ×0.01	93,000円
ウ	28万円以上～53万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000) ×0.01	44,400円
エ	28万円未満	57,600円	44,400円
オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円	24,600円

※ 多数回該当（診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降）の場合の自己負担限度額

### 以下の①～⑤に注意して、申請をお願いします！

- ①標準報酬月額＝基本給（調整額＋教職調整額）＋実際に支給された諸手当
  - ・ 給与支給明細書に記載されている標準報酬等級及び金額になります
  - ・ 標準報酬月額の所得区分（ア・イ・ウ・エ・オ）は上記のとおりです
- ②入院期間の記載は必須です。必ず期間の記入をしてください。
  - ・ 申請日より遡っての証明はできませんので、入院日が確認でき次第、早めに申請をしてください。
- ③送付先には「簡易書留」で送付しますので、日中自宅が不在になる方ご注意ください。
- ④証明期間は記入しないでください。
- ⑤必ず、所属長の証明が必要です。

なお、医療機関等に支払が終わっているものについては、認定証の発行はできません。

約3か月後に共済組合から高額療養費が自動給付されますので、最終的な自己負担額は変わりません。

## 交通事故などでケガをしたときは、共済組合に連絡・提出が必要です

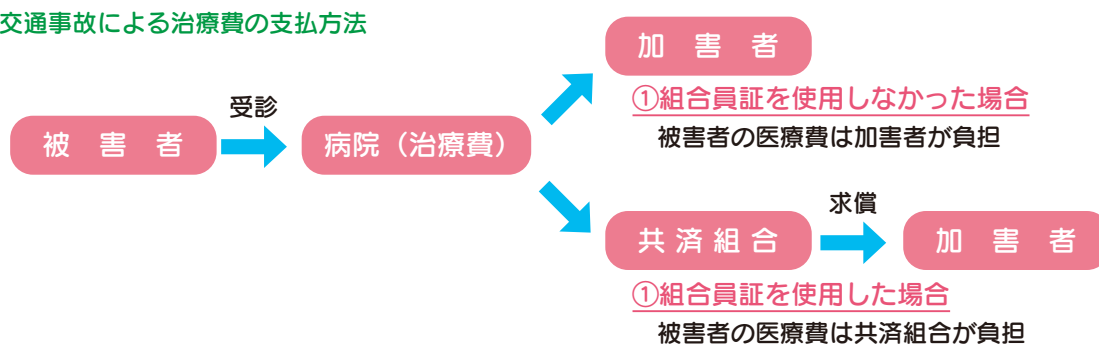
交通事故などの第三者の行為で受傷した場合、組合員証や被扶養者証を使って医療機関で診療を受けることができますが、その場合は共済組合に連絡した上で、事故報告書などを提出していただく必要があります。

本来、第三者の行為で受傷した治療費は、加害者(相手方)が負担すべきものです。組合員証等を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

提出していただく書類は、後日、共済組合から加害者(加害者が加入している保険会社)へ医療費の請求をする際に必要となります。



### 交通事故による治療費の支払方法



## 令和3年8月1日から 育児休業手当金と介護休業手当金の給付上限相当額が変更になりました

令和3年8月3日付け、事務連絡でお知らせをしておりますが、給付上限相当額が、次のとおり変更されました。

### ○育児休業手当金

【育児休業開始から180日目まで（土日を含む）＝給付率67% 適用の場合】

給付上限相当額・・・13,722円

【育児休業開始から181日目以降（土日を含む）＝給付率50% 適用の場合】

給付上減相当額・・・10,240円

### ○介護休業手当金

【給付率67% 適用の場合】

給付上限相当額・・・15,102円





## 令和3年度 ウォーキンググランプリの開催

今年度も10月1日より、ウォーキンググランプリがスタートします！参加者は毎日の歩数を忘れずに記録してください。歩数の記録には、佐賀県公式ウォーキングアプリ **SAGATOCO** がおすすめです。

### 【実施内容】

所属単位でチームを作り、10月と11月の2か月間での1人当たりの1日平均歩数で順位を競います。順位に応じて、「上位チーム賞」及び「飛び賞」を授与します。

### 【スケジュール】

- ◆10月1日～：ウォーキンググランプリ、スタート!!  
11月30日
- ◆12月初め：10月と11月の2か月間での1日当たりの平均歩数を所属の担当者に報告する。  
※個人の平均歩数の算出方法→(2か月間の合計歩数÷61日)
- ◆12月中旬：所属の担当者がチーム1人当たりの1日平均歩数を新教育情報システムで報告する。  
※チームでの1日平均歩数の算出方法→(チーム全員の1日平均歩数の合計÷チーム人数)
- ◆1月下旬：順位の決定、該当所属へ賞品が届く。



ウォーキンググランプリは厚生労働省が推奨する個人の健康増進を図るためのインセンティブ（動機付け）事業の1つです。1日1万歩を目安にウォーキングを継続して行うことで、様々な健康増進効果があることが報告されています。



## 健康増進セミナー・生活充実型講演会を実施しました！

### 健康増進セミナー

【開催日時】令和3年7月29日（木曜日）

【開催場所】グランデはがくれ

- 【内 容】
- ・肥満遺伝子セミナー
  - ・食生活について&ヘルシー弁当
  - ・RIZAP参加型LIVE配信セミナー



受講者の感想  
とても時間が早く感じるくらい楽しくすごせて学びさせていただきました！

### 生活充実型講演会

【開催日時】令和3年8月2日（月曜日）

【開催場所】グランデはがくれ

- 【内 容】
- ・ライフプランと資産管理
  - ・テーブルマナー講習会
  - ・体験型コーヒー講座



受講者の感想  
ちょっとした手間暇でこんなに美味しいコーヒーを淹れることができるなんて驚きでした。

今年度は応募者多数により、抽選による参加決定となりましたが、来年度も同時期に同様のセミナーを開催予定ですので、是非ともご参加ください☆

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間  
令和3年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の  
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。



万ーのために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。  
(令和2年度末時点)

**だんしん** とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に**万ー死亡**したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額**が**保険金**として**支払われる**制度です。

**債務返済支援保険** とは

借受人の方が、返済中に**病気やケガ**で**長期間就業障害**となった場合、**毎月の返済金相当額(平均返済月額)**が**保険金**として**3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は

(例)

**だんしん** 貸付金残高 500万円の場合 → 9,600円/年 (800円/月)

\* 返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年低減します。  
\* 保険料充当金は見直される場合があります。

**債務返済** 平均返済月額 1万円の場合 → 1,236円/年 (103円/月)

\* 保険料充当金は見直される場合があります。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入の上、ご提出ください。  
お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先: 公立学校共済組合佐賀支部 TEL:0952-25-7225  
●「**債務返済支援保険**」は、「**だんしん**」と同時に申し込む必要があります。  
●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページに掲載している「**団信制度適用申込の手引(パンフレット)**」をご一読ください。

国・公・私立学校教職員のための  
**アイリスプラン**

アイリスプランは、  
国・公・私立学校教職員のため  
の経済生活支援事業です。

**年金コース**

内容が見てすぐ分かる動画があります!!  
(団信のホームページからもご覧いただけます)

**在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補充するための年金制度です。**

**Point 1** 毎月**2,000円(2口)**から積立を簡単に始められ、毎年1回、**口数を自由に変更**できます。

**Point 2** 予定利率は**年1.25%**(令和3年4月1日現在)です。  
※予定利率は今後変更となる可能性があります。

**Point 3** 「**個人型**」(個人年金保険料控除の対象)と「**一般型**」(一般生命保険料控除の対象)があり、**両方加入も可能**です。▼**動画でも説明しています**。  
※税額控除の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

**医療・日常事故コース**

**病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。**

**Point 1** 医療入院コースが**リニューアル!**日帰り入院から保障対象となり、さらに安心。**満90歳まで契約更新**できます。

**Point 2** 日常事故補償コースは、**個人賠償を最高1億円まで補償!**  
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。

**Point 3** どちらのコースも**退職後もご利用**いただけます。

「**自転車保険**」としてもご利用いただけます

募集期間(資料請求受付期間)は、例年9月中旬～11月初旬にかけてです。  
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体: 一般財団法人 教職員生涯福祉財団  
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

# 令和2年度 決算の概要をお知らせします

## 組合員数等の状況

令和2年度の組合員は、前年度と比較して1,320名の増となりました。

	令和元年度	令和2年度	増減
組 合 員	8,049	9,382	1,333
任意継続組合員	144	131	△13
被 扶 養 者	7,000	7,016	16

## 短期経理

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡または災害時に給付を行う経理です。

【単位：円】

収 入	負担金	掛金	計	支出	金額	備考
短 期	24億4,825万	24億4,195万	48億9,020万	保健給付	22億5,998万	医療費・出産費等
介 護	3億978万	3億978万	6億1,956万	直営給付	90万	九州中央病院
短期任継	—	5,624万	5,624万	休業給付	3億7,882万	育児、傷病、介護等
介護任継	—	863万	863万	災害給付	770万	災害による損害
				附加給付	3,141万	2万5千円超えたとき等
				一部負担金 払戻金	4,003万	窓口負担が2万5千円を 超えたとき
計	27億5,803万	28億1,660万	55億7,463万	計	27億1,884万	

## 厚生年金保険経理

厚生年金相当部分の給付、基礎年金拠出金を行う経理です。年金額の決定や支払いは全て公立学校共済組合本部で行っており、支部の収入（令和2年度 約137億868万円）は全額本部へ送金しています。

## 退職等年金経理

被用者年金一元化後の新3階部分である退職等年金給付を行う経理です。

年金額の決定や支払いは全て公立学校共済組合本部で行っており、支部の収入（令和2年度 約8億4,197万円）は全額本部へ送金しています。

## 経過的長期経理

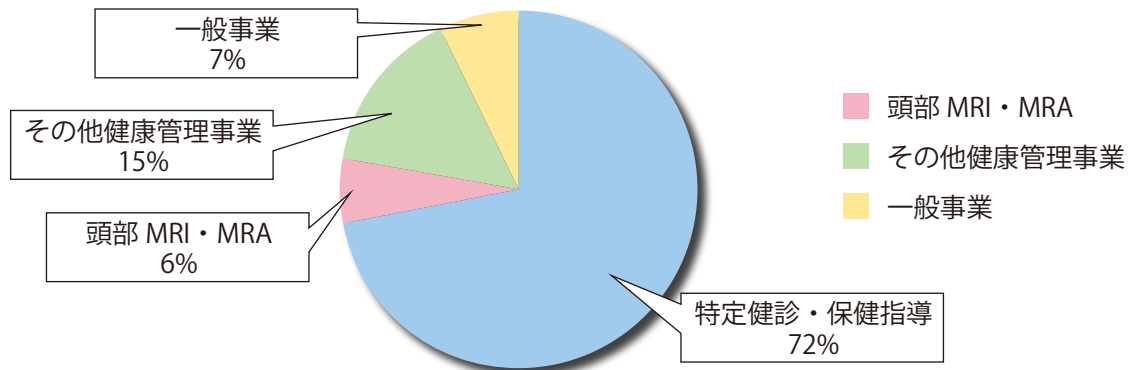
経過的長期給付（被用者年金一元化前の職域年金相当部分）の給付、既裁定の遺族年金等の給付を行う経理です。年金額の決定や支払いは全て公立学校共済組合本部で行っており、支部の収入（令和2年度 約9,648万円）は全額本部へ送金しています。



## 保健経理

組合員とその被扶養者の健康の保持、増進を図ることを目的に事業を行う経理です。

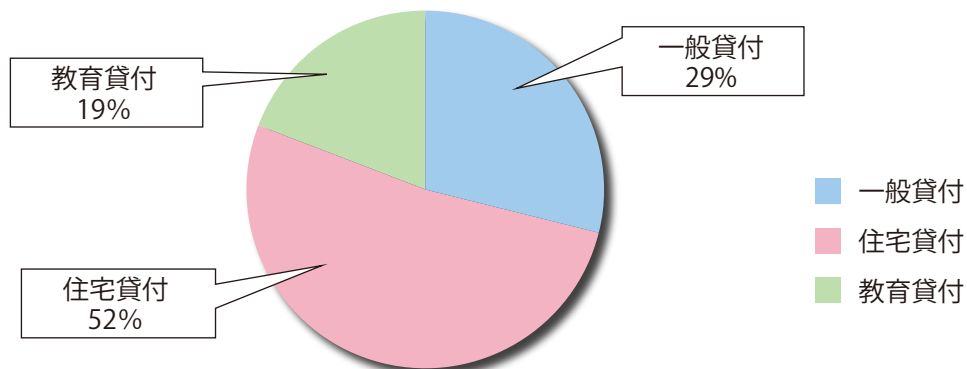
### 令和2年度 厚生事業 合計1億1,867万円



## 貸付経理

組合員が住宅の取得や子どもの教育、結婚などで資金が必要となったときに貸付を行う経理です。

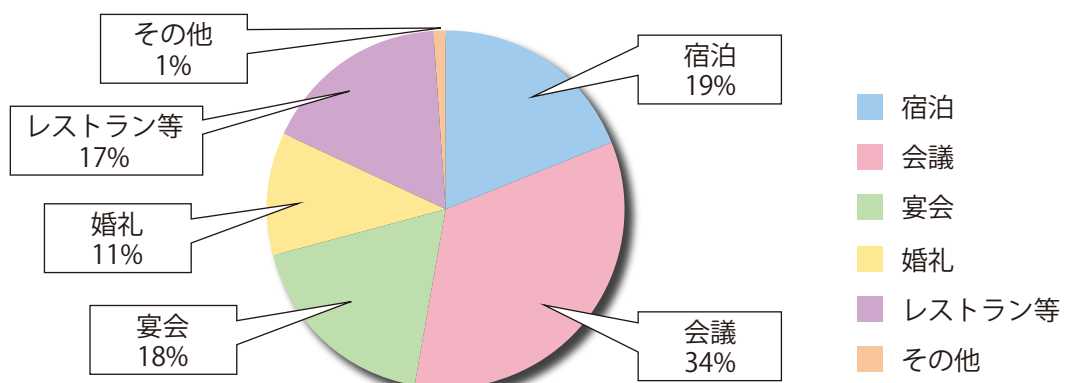
### 令和2年度 貸付状況 合計4,340万円



## 宿泊経理

組合員とその家族の福利厚生施設であるグランデはぐくれの経理です。

### 令和2年度 施設収入・商品売上状況 合計1億2,439万円



## 標準報酬月額の時決定が行われます

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「時決定」といいます。

### ● 時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます）

ただし、次に該当する方は、その年の時決定は行いません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に、組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

### ● 時決定の適用時期

決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

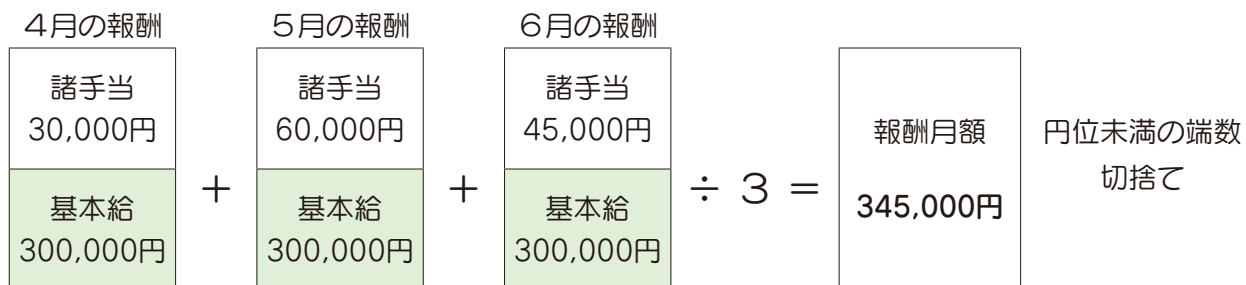
（10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます）

### ● 算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。

ただし、この3か月間に支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて算定します。

#### 時決定の算定例



標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額	標準報酬月額	
⋮	⋮	
310,000以上330,000未満	第19級	320,000円
330,000以上350,000未満	第20級	340,000円
⋮	⋮	

標準報酬月額  
第20級  
340,000円

（厚生年金の等級は21級）

※等級は短期給付の等級を例示しています。

## 被扶養者の現況確認（検認）を実施します

毎年11月に、被扶養者の現況確認（検認）を行っています。

今年度も実施しますので、関係書類の提出等について組合員の皆様のご協力をお願いします。

### 対象者

被扶養者を有する組合員

ただし、以下の被扶養者は現況確認の対象外となります。

- ①扶養手当が支給されている「普通認定」の被扶養者で、教職員課で実施された諸手当調査の対象者
- ②令和3年4月1日以降、新たに被扶養者の認定を受けた者  
ただし、令和3年4月に他共済から転入された組合員の特別認定被扶養者は、検認対象者となります。

別府 豊泉荘 特別プラン

# 秋のおすすめ の宿泊プラン

期間限定  
2021.9.1(水)  
▶ 11.30(火)

## 海鮮網焼コース 泉(せん)プラン



※写真はイメージです。内容は仕入れ状況により変更になる場合がございます。

組合員様特別価格 (消費税・サービス料・入湯税込)

和室 ▶ 2名様1室ご利用の場合 お一人様 11,000円～

洋室 ▶ 2名様1室ご利用の場合 お一人様 12,100円～

※金曜日・土曜日・シーズンにより料金が異なります。詳しくはお電話でご確認くださいませ。



〒874-0902 大分県別府市青山町5-73

Tel.0977-23-4281

O!VA?DO!NET お宿わっと



車でお越しの場合：別府ICより県道12号線を約12分  
電車ご利用の場合：別府駅よりタクシーで約7分

<https://www.housensou.jp/>



# 県内での修学旅行、学外授業に、テーブルマナー講座はいかがですか？

◎小・中・高校の学外授業に

◎主婦・社会人の教養講座に

◎企業の社員研修の一環に



※写真はイメージです。

テーブルマナー  
講師が  
お食事の合間に  
レッスン

ホテルで学ぶ、大人のたしなみ

## テーブルマナープラン

**ご利用期間** ~2022年3月31日(木)まで  
**ご利用日時** 月~金曜日(土・日・祝日を除く)  
(11:00~17:00のうち2時間)

テーブルマナーとは…

周りの方々に迷惑や不快感を与えることなく、お互いに楽しくお食事をお召し上がりいただくための、基本的なルールでございます。一度覚えたと、上品なふるまいが簡単に身につきますので、ぜひご利用くださいませ。

**洋食コース料理(全7品)** ※15名様より承ります。

**お一人様 4,500円~** (サービス料・消費税込)

- ・ワンドリンク付  
(ウーロン茶orオレンジジュースorコーヒー)
- ・オードブル ・サラダ ・スープ
- ・魚料理 ・肉料理 ・パン ・デザート

※料理の内容は季節によって異なります。  
※アレルギーをお持ちの方は事前にご相談ください。



講話料 **無料**

※お食事をご利用の場合、講話料をサービスいたします。



予約課マネージャー  
秀島 千鶴

- ・国家技能検定  
レストランサービス職種検定委員
- ・HRSテーブルマナー認定講師  
(西洋料理)
- ・国家技能検定  
1級レストランサービス技能士
- ・(公財)実務技能検定協会  
サービス接遇実務検定1級



予約課主任  
森 和俊

- ・国家技能検定  
1級レストラン  
サービス技能士



料飲課  
津山 由紀

- ・国家技能検定  
1級レストラン  
サービス技能士



フロント課  
小宮 幸治

- ・国家技能検定  
1級レストラン  
サービス技能士

※その他、ご予算に合わせて承りますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。



HOTEL  
**グランデはがくれ**  
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



配達は2000円以上の弁当を10個から承ります。

ご予約・ご注文はグランデはがくれ

TEL 0952-25-2212

電話受付時間 9:00~20:00

FAX 0952-24-2727

FAX24時間受付 ※折り返しの電話確認をいたします。

※ご注文は3日前までをお願いします。

# 仕出し御膳 宅配弁当

お持ち帰りは1個から承ります。

販売期間/令和3年11月30日(火)まで

## 仕出し御膳

お祝い会、ご法要など、大切なお席に心を込めた料理をお届けいたします。



※写真は「会席御膳 松」のイメージです。

■ 会席御膳 松(まつ) ... 5,400円

■ 会席御膳 竹(たけ) ... 4,320円

■ 会席御膳 梅(うめ) ... 3,240円

★ お持ち帰りの方は配達料分をサービス!!

配達可能地域

佐賀市、小城市、多久市、杵島郡、神埼市、吉野ケ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市など

※当ホテルから片道1時間以内の距離が目安です。※近郊の方はお問合せください。

## 宅配弁当

新登場



・特選ビーフステーキ弁当 ... 2,160円



おすすめ

・シンリアン弁当 ... 2,160円

TAKE OUT

## お持ち帰り専用弁当

・上幕の内弁当 ... 1,620円

・幕の内弁当 ... 1,296円

※料理の内容は仕入れ状況や季節によって異なります。※表示価格は全て税込です。

人気No.1



・特上幕の内弁当 ... 2,268円

## 公立学校共済組合佐賀支部組合員様限定 法事利用補助事業

補助対象期間/令和4年3月31日まで

「グランデはがくれ」で法事(法要後の会食)を利用された組合員様に、ご利用金額の半額の補助(上限5万円)が出ます。

### 補助条件

① 法事の故人が、組合員の親族等(※1)の場合。

※①~③の全ての条件を満たす場合に補助が出ます。

② 施主が、組合員、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、組合員の兄弟姉妹、組合員の祖父母の場合。

③ 組合員が法事の経費を負担する場合。

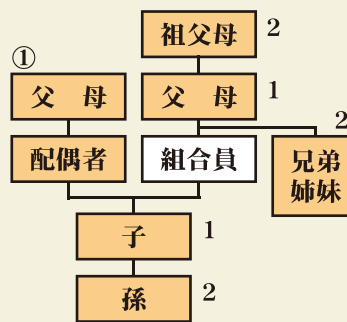
※親族以外が多数集まることを目的とする「偲ぶ会」、「お別れの会」などは対象外となります。

### 補助額

ご利用金額の2分の1  
(上限5万円、1,000円未満切り捨て)

申請の方法や補助の方法などの詳細は、「グランデはがくれ」までお問い合わせください。

### (※1) 組合員の親族等



※1 組合員の親族等とは、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、子、兄弟姉妹、孫、祖父母(上図を参照)。



当ホテルでご注文をいただいた返礼品も補助の対象になります。

### 法要会席



牡丹 ぼたん 7,700円



蓮華 れんげ 5,500円



仕出し御膳も補助の対象になります。



HOTEL  
グランデはがくれ

Grande Hagakure

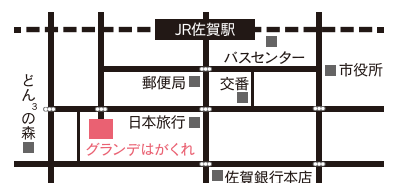
ご予約・お問い合わせ

TEL 0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号





# 私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。

むらかみ ゆうたろう ゆな

村上 優太郎・祐奈 (旧姓 大橋) ご夫妻 2021年4月3日挙式



私たちは結婚式を故郷で挙げたいという強い思いを持っていました。当時、私たちは大阪に住んでおり約1年間の準備期間を経て結婚式を挙げました。

"グランデはがくれ"さんに決めた理由は大きく3つあります。

1つ目は、担当のプランナーをはじめとする、スタッフの方々の温かいフォローがあった為です。1つ1つの打ち合わせが限られた時間の中でも私たちの意見やワガママを受け入れ、アドバイスを頂き、より良いものへと導いてくれ、スムーズに進めることができました。

2つ目は、料理が美味しいことです。遠方からのゲストへ九州の特産品を味わってもらいたいという気持ちにぴったりな料理を振舞って頂き、ゲストの皆さんも満足して頂きました。

3つ目は、チャペル、披露宴会場の雰囲気です。特に、チャペルは温かい雰囲気漂う木の造りで一目惚れしました。前撮りや当日の式も素敵な雰囲気です。これから結婚式を検討されている方、是非"グランデはがくれ"さんに足を運んでみて下さい。きっと記憶に残る素敵な式を挙げる事ができると思いますのでオススメです!!



## グランデはがくれ 教職員様限定 ウェディングプラン

30名様からの  
少人数プラン  
もご用意して  
おります

期間限定  
スペシャル特典  
衣裳4点

その他  
もりだくさん  
のご成約特典も  
プレゼント  
!!

プラン  
適用期間  
2022年  
3月31日  
まで

プラン特別価格  
80名様/(税込)  
**1,595,000円**  
※1名様増  
16,500円  
(税込)

さらに  
新郎新婦様が  
教職員の場合は  
最大**40万円**  
補助あり

(白ドレス+タキシード  
+色打掛+紋付)  
なんと **¥0**

2021年  
10月末日までに  
新規ご来館の方へ  
**JCBギフト券**  
プレゼント  
!!

※詳しくは  
お問い合わせください。

※佐賀県の教育委員会ならびに学校にご勤務されている職員の方および、その2親等以内のご親族様が対象です。



HOTEL  
グランデはがくれ  
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

ホームページはこちらから!

グランデはがくれ 🔍 検索



最新の情報をチェック!!

Instagram